

法人化をお考えの
個人事業主・一人親方さんへ

法人化しても建設国保を 続けることができます

事業所を法人化しても健康保険被保険者適用除外の承認を受けることで、引き続き建設国保を継続することができます。

〈重要〉

健康保険被保険者適用除外の承認を受けるためには、**法人設立日から14日以内**の申請が必要です。
法人化をお考えの個人事業所ならびに一人親方の方は、**法人の登記申請する前に支部までご連絡**ください。
★届出が遅れると健康保険適用除外承認が受けられず、**建設国保を脱退して協会けんぽに強制加入**することになりますので、ご注意ください。

〈手続きの流れ〉

- 1 支部に連絡して、必要書類を提出する
- 2 支部より交付される「健康保険被保険者適用除外承認申請書」を所轄の年金事務所に提出する
※提出の際には他に厚生年金の加入書類が必要となりますので、所轄の年金事務所にご確認ください。
- 3 適用除外が承認され、「健康保険被保険者適用除外承認証」「厚生年金の適用通知書」等が届く

〈5人目の従業員を雇用する個人事業主の方へ〉

個人事業所において、5人目の従業員を雇用するときも同様に、健康保険被保険者適用除外の承認手続きが必要です。
5人目を雇用することになったときは、支部にご連絡ください。